

ぐんまけんしょうがいしゃ さべつそうだんまどぐち しょうがいしゃ さべつかいしょうほう しこう あわ ぐんまけん い
群馬県障害者差別相談窓口は障害者差別解消法の施行に併せ、群馬県の委

たく う せっち
託を受けて設置されました。

しょうがいしゃ さべつかいしょうほう しょうがい ひと ひと たが ひと ひと ひと
障害者差別解消法は、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認
め合いながら、共に暮らせる社会を目指し、障害のある人に対する「不当な
さべつてきとりあつか ぎんし ごうりてきはりよ ていきょう もと
差別的取扱い」の禁止と、「合理的配慮」の提供を求めています。

ふとう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱いとは？

やくしょ かいしゃ だんたい みせ しょうがい りゆう しょうがい ひと
役所、会社、団体やお店などが、障害を理由として、障害のある人に
しょうがい ひと ちが あつか
障害のない人と違う扱いをすることです。

具体例

- うけつけ たいおう ことわ
● 受付の対応を断る。
- ほんにん むし かいじょしゃ しえんしゃ つ そ ひと はな
● 本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。
- がっこう じゅけん にゅうがく きよひ
● 学校の受験や、入学を拒否する。
- しょうがいしゃ む じゅうたく い たいおう
● 障害者向け住宅はないと言って対応しない。
- ほ びしゃ かいじょしゃ いっしょ みせ
● 保護者や介助者が一緒にいないとお店にいれない。

ごうりてきはりよ 合理的配慮とは

やくしょ かいしゃ だんたい みせ しょうがい ひと ひと しょうがい
役所、会社、団体やお店などが、障害のある人から、その人の障害に
あ ひつよう かた くふう つか ふたん おも
合った必要なやり方や工夫を伝えられたとき（※）、負担が重すぎない
はんい たいおう
範囲で対応することです。

はいりょれい みひら めん らん
配慮例 見開き面をご覧ください。

いし つか ほうほう しゅわ てんじ かくだい もじ ひつだんしよつかく さまざま
※ 意思を伝える方法は、手話、点字、拡大文字、筆談、触覚など様々です。

しょうがいしゃ さべつかいしょうほう くわ ないよう ないかくふ さんしやう
障害者差別解消法の詳しい内容については内閣府ホームページを参照してください。

こよう ぶんや しょうがいしゃ こようそくしんほう かんけい こうせいろうどうしやう さんしやう
雇用の分野（障害者雇用促進法の関係）については、厚生労働省ホームページを参照
してください。

ぐん ま けん 群 馬 県

しょうがいしゃ さべつそうだんまどぐち 障害者差別相談窓口

しょうがい ひと
障害のない人たちと

ちが あつか う
違う扱いを受けたことはありませんか？

しょうがい あ はいりよ ねが
障害に合った配慮をお願いしても

してもらえなかったことはありませんか？

しょうがい りゆう さべつ かん そうだんまどぐち
障害を理由とする差別に関する相談窓口です。

ひみつ まも
秘密は守ります。

きがる そうだん
お気軽にご相談ください。

せんようでんわ
専用電話

027-251-1166

そうだん び げつようび きんようび きゅうじつおよ ねんまつねんし のそ
相談日：月曜日から金曜日（休日及び年末年始を除く）

うけつけじかん ごぜん じ ごご じ ぶん
受付時間：午前9時から午後4時30分

F A X : 027-255-6275

メー ル : gunmakenshinren5@xp.wind.jp

らいしよそうだん きぼう かた じぜん れんらく
(来所相談をご希望の方は、事前にご連絡ください。)



「ぐんまちゃん」

〒 371-0843

まえばし しんまえばしまち ぐんまけんしゃかいふくし そうごう かい
前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター 1階
こうえきしゃだんほうじんぐんまけんしんたいしょうがいしゃふくしだんたいれんどうかい
公益社団法人群馬県身体障害者福祉団体連合会内



ごうり てきはいりよ
合理的配慮は、それぞれの場面、状況に応じて柔軟に対応することが大切です。

しかくしょうがい かた
視覚障害のある方には

しよるい よ あ ないよう せつめい
書類を読み上げて内容を説明する。
もじ おお
文字を大きくする。



ち てきしょうがい かた
知的障害のある方には

わ かりやすい ことば はな
分かりやすい言葉で話す。
せつめい しゃしん え つか
説明するときは、写真や絵などを使う。
はな き あせ ま
話しを聞くときは焦らせずゆっくり待つ。



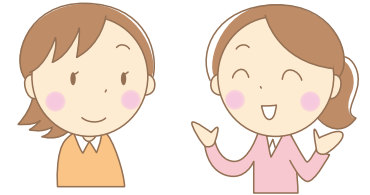
ちようかくしょうがい かた
聴覚障害のある方には

しゆ わ ひつだん おう
手話や筆談で応じる。
くちもと かお み はな
口元や顔が見えるようにして話す。
れんらくで き
FAX やメールで連絡出来るようにする。



せいしんしょうがい かた
精神障害のある方には

ふ あん あた おだ たいおう
不安を与えないよう穏やかに対応する。
つた ないよう すく
伝える内容を少なくする。
ひつよう わた
必要なときにはメモを渡す。



したいふ じゆう かた ないぶしょうがい かた
肢体不自由のある方・内部障害のある方には

くろまい す あ かんい しょうい
車椅子が上がるように簡易スロープを用意する。
た もくてき ひつよう かた ゆうせんてき つか
多目的トイレを必要とする方が優先的に使えるように
する。



はったつしょうがい かた
発達障害のある方には

しょうがい とくせい ひと さまざま せんもん か かぞく そうだん
障害の特性はその人によって様々なので、専門家や家族によく相談し
てから対応する。

そうだん ひと
相談できる人は

しょうがいしゃ てちょう も ひと しょうがい にちじょうせいかつ しゃかい
障害者手帳を持っている人だけでなく、障害により日常生活や社会
せいかつ こんなん ひと
生活が困難になっている人すべてです。
しょうがい ひと かぞく かんけいしゃ だれ そうだん
障害のある人の家族、関係者であれば誰でも相談できます。

そうだん しちょうそん う
相談は市町村でもお受けします。

こよう そうだん
雇用における相談はハローワークになります。

たちば
それぞれの立場で

しょうがい ひと
障害のある人
こま
困っていることを
つた
伝えよう



かいしゃ みせ
会社やお店など
はいりよ
どのような配慮が
ひつよう よ き
必要か良く聞こう



バリアをなくすために
でき こと いっしょ かんが
出来る事を一緒に考え
じっこう
実行しよう

